

岡山市国營造成施設管理体制整備促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業水利施設が有する水資源の涵養や洪水防止等の多面的機能について、当該機能の発揮等を図り、地域における適切な取組みを促進する観点から、これらの機能を地域に定着させ浸透させることを目的とし、国營造成施設及び国營付帯県營造成施設（以下「国營造成施設等」という。）の管理体制の整備を促進するため、国營造成施設等を管理する土地改良区に対して、予算の範囲内において国營造成施設管理体制整備促進事業交付金（以下「促進事業交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）の規定にかかわらず、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 促進事業交付金の交付対象となる国營造成施設管理体制整備促進事業（以下「促進事業」という。）は、土地改良区が事業主体となり実施する国營造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付60構改D第302号農林水産事務次官依命通達）第2の2の1の2に定める推進事業及び第2の2の1の3に定める支援事業とする。

(使途基準)

第3条 促進事業交付金は、促進事業施行のために必要な事業費であつて、国營造成施設管理体制整備促進事業実施要綱に基づき、別表に掲げる区分に従い支出しなければならない。

(交付申請)

第4条 促進事業交付金の交付を受けようとする土地改良区は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、国營造成施設管理体制整備促進事業交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国營造成施設管理体制整備促進事業計画書
- (2) 土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）
- (3) 国營造成施設管理体制整備促進事業収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国營造成施設管理体制整備促進事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第4条の2 促進事業交付金の交付申請をした土地改良区が、前条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において、当該通知

に係る促進事業交付金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 20 日以内に文書をもつて取り下げができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る促進事業交付金の交付決定はなかつたものとみなす。

(促進事業の遂行命令)

第4条の3 市長は、土地改良区が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その土地改良区の促進事業が促進事業交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その土地改良区に対し、これらに従つて当該促進事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令は、土地改良区が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第10条の2第1項第3号の規定により当該促進事業交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

(変更承認申請)

第5条 第4条第2項又は本条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区が、当該促進事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、国営造成施設管理体制整備促進事業変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国営造成施設管理体制整備促進事業計画変更書
- (2) 土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）（変更のある場合のみ）
- (3) 国営造成施設管理体制整備促進事業収支予算書（変更のある場合のみ）
- (4) 国営造成施設管理体制整備促進事業交付金交付決定通知書又は国営造成施設管理体制整備促進事業交付金変更決定通知書
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国営造成施設管理体制整備促進事業交付金変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、促進事業交付金の額に変動のない場合には、国営造成施設管理体制整備促進事業変更承認決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(変更承認の適用除外)

第6条 前条第1項に規定する変更が次に掲げる事項以外のものであり、かつ、促進事業交付金の額が変更前の促進事業交付金の額と同額の場合には、前条第1項の規定は適用しないものとする。

- (1) 別表の区分欄に掲げる経費の相互間における経費の額の増減
- (2) 別表の費目欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止
- (3) 別表の費目欄に掲げる経費の30パーセントを超える増減

(交付条件)

第7条 市長は、第4条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知をするときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 国営造成施設管理体制整備促進事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 国営造成施設管理体制整備促進事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となつたときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、促進事業交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(着手届)

第7条の2 第4条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区は、当該促進事業に着手したときは、速やかに国営造成施設管理体制整備促進事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による着手届の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

(完了届)

第8条 第4条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区は、当該促進事業が完了したときは、当該決定通知又は変更決定通知を受けた年度の3月31日までに国営造成施設管理体制整備促進事業完了届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国営造成施設管理体制整備促進事業完了報告書
 - (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による完了届の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

(交付時期)

第9条 促進事業交付金は、前条第2項の規定による審査の結果、適当と認めた後ににおいて交付するものとする。ただし、市長が促進事業交付金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、当該促進事業の完了前に促進事業交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定による促進事業交付金の交付を受けようとする土地改良区は、国営造成施設管理体制整備促進事業交付金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 国営造成施設管理体制整備促進事業交付決定通知書又は国営造成施設管理体制整備促進事業交付金変更決定通知書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第10条 促進事業交付金の交付を受けた土地改良区は、当該促進事業交付金交付年度の翌年度の9月30日までに国営造成施設管理体制整備促進事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地改良区収支決算書（交付金に係る部分のみ）
- (2) 監査報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、促進事業交付金の額を確定し、国営造成施設管理体制整備促進事業交付金確定通知書（様式第10号）により、報告者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、促進事業の成果が促進事業交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該促進事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該土地改良区に対して命ずることができる。

4 第1項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う促進事業の実績報告について準用する。

（交付決定の取消し）

第10条の2 市長は、土地改良区が次の各号のいずれかに該当するときは、促進事業交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により促進事業交付金の交付を受けたとき。
- (2) 促進事業交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか促進事業に関して促進事業交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかつたとき。

2 前項の規定は、促進事業について交付すべき促進事業交付金の額の確定があつた後についても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合、国営造成施設管理体制整備促進事業交付金交付取消決定通知書（様式第11号）により、当該土地改良区に通知するものとする。

（交付金の返還）

第10条の3 市長は、促進事業交付金の交付決定を取り消した場合において、促進事業の当該取消しに係る部分に関し、既に促進事業交付金が交付されているときは、当該土地改良区に対し国営造成施設管理体制整備促進事業交付金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、土地改良区に交付すべき促進事業交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える促進事業交付金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第10条の4 土地改良区は、第10条の2第1項各号に定める事由による取消しを受けた場合において、前条第1項及び第2項の規定による促進事業交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る促進事業交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた促進事業交付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 土地改良区は、促進事業交付金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の債務との相殺)

第10条の5 市長は、土地改良区が促進事業交付金の返還を命ぜられ、当該促進事業交付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、市の支払うべき私法上の債務があるときは、当該債務と未納付額とを相殺することができる。

(協議)

第11条 第4条第1項の規定により、促進事業交付金の交付申請をしようとする土地改良区は、当該促進事業に係る国営造成施設等の維持管理に要する経費について、本市が当該経費の全部又は一部を負担している場合には、当該経費の負担等について、市長と協議を行わなければならない。

(帳簿等の保存年限)

第11条の2 促進事業交付金の交付を申請した土地改良区は、促進事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならぬ。

2 促進事業交付金の交付を受けた土地改良区は、当該促進事業交付金交付に係る関係書類、会計帳簿及び証拠書類を当該促進事業交付金交付の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年12月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月25日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	区分	費目	内容
推進事業	推進活動費		
支援事業	強化支援費		
1 多面的経費	操作運転費	職員人件費	
	点検整備費	点検整備業務員人件費	
	施設管理費	管理全般、洪水処理業務等の補助員人件費	
	施設費	保守管理、整備、交換部品、整備用品等	
	調査費	水文、気象等調査観測経費	
	諸油脂類	施設機械用燃料経費	
	整備補修費	日常点検を越える点検保守・更新経費	
	電力費		
	2 高度化経費		